

税務相談室

相続税対策が水の泡 (2)

😊 前号のあらすじ

父親が生前にコツコツと貯めてくれた子供名義の預金通帳、相続税の申告に際して、これを父親の生前に「贈与を受けた財産」として申告の対象から外すのか、それとも、父親が遺した「相続財産」として申告しなければならぬものなのか、名義人である子供としては迷うところでした。前号では生前においてその預金が誰によって管理されていたかによって、判断が分かれることを述べました。今回はその生前における管理の状況がどのような過程を経て明かにされるのか、税務調査の現場を想定して演出します。

😞 どうして生前の姿が見えるの？

調査の手始めは、父親と同居していた相続人に「お父様が生前に使用していた印鑑を出してください。」とお願ひします。相続人は「一体何のために？」と首をかじげながらも、おそろをおそろ、いくつかの印鑑を提示します。そこで私は、まずはカラ印を、次に、たつぷりと朱肉をつけてその鮮明な印影をとります。カラ印の印影をみれば、その印鑑が最近使われたものなのかどうか分かります。父親になりすまして（遺産分割協議書に搭載しないまま）遺産を引き出した人がいるかもしれません。



次に私は、カバンから書類を取りだし、そこに押されている印影と、先ほど鮮明に押した印影を照合します。ここで私が取り出した書類は、調査に先立って父親の取引銀行から取り寄せた家族名義の預貯金のリストと、その届出印の写しです。

もし、ここで双方の印影が一致すれば、その印鑑を手にして取引窓口に立っている父親の姿が見えてきます。さらに「遠くに嫁いでいるはずの娘さんの預金はどうしてここ（父親の取引銀行）にあるのですか？」

😞 申告漏れが多い 名義預金

とか、「この口座とあの口座はそれぞれ名義人が違っているのに、日付や入出金額が互いにつながっていませんね。」とか、「この筆跡とあの筆跡は同じようですが、一体誰の筆跡ですか？」とか、・・・ここまで問い詰められると「実は・・・父の・・・」と答えざるを得ません。

税理士がおお客様に対してこのような詰問をすることはありませんが、税務調査ではこれに似た問答が幾多となく繰り返されています。国税庁が公表した「相続税の調査の状況」を見ても、申告漏れが指摘された相続財産のうち、その三分の一が家族名義を含む預貯金等であったことが明らかにされています。

一方、先に逝く者の思い

として「できるだけ目減りしない形で子孫に遺したい。」そう思うのは人として当然の人情であり、遺族の思いとしては「父親がその子に贈与するつもり、あるいは、贈与したつもりのものであったことが分かれば、できるだけその遺志に従いたい。」そう思うのも当然の人情です。

そこで今回は、トラブルを招かない賢い生前贈与の進め方について解説します。～ここでお詫びします。

前回お約束した「生前贈与の対処策」については紙面の都合で次号に先送りしました。掲載を急がれる方は、ご遠慮なく相談室にお申し出ください。ご質問やご相談をお待ちしております。

ハッピーハウス税務相談室
 税理士
 坂西 史也
 電話 092(562)9510

